

審議事項（5）

平成 20 年 11 月 20 日

企業会計基準委員会
委員長 西川 郁生 殿

基準諮問会議
議長 西村 義明

平成 20 年 11 月 4 日に開催された第 5 回基準諮問会議において、審議の結果、添付のとおり、企業会計基準委員会の審議テーマについて提言書を取りまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

平成20年11月20日

基準諮問会議提言書

以下のテーマについて審議いただくよう、企業会計基準委員会に提言いたします。

1. 電子記録債権にかかる会計処理

(1) 提言の背景

平成19年6月に公布された「電子記録債権法」は、本年12月1日に施行予定であるが、同制度は、その取引の安全性を確保し事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、従来の指名債権や手形債権とは異なる新しい債権の類型として制度化され、導入されたものである。

すなわち、電子記録債権として、その発生又は譲渡について、電子記録（磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への記録事項の記録）を要件とするものであるが、このような新制度の導入に際して、その施行時期が迫っていることもあり、会計処理上の混乱を避けるために、その取扱いを定めることが必要であると考えます。

(2) 問題点

制度上、新しい金銭債権の類型である電子記録債権について、その発生時、譲渡時及び消滅時において、どのような会計処理及び表示が適切であるか。

2. 新たな自社株式保有スキームにかかる会計処理

(1) 提言の背景

我が国では、これまで従業員の福利厚生や勤労意欲の向上等を目的に、従業員持株会が広く普及しているが、近時、中間法人や信託等のビークルを利用し、企業からの拠出金や金融機関等からの借入等を用いて、将来、従業員に付与する株式を一括取得し、当該株式を一定期間保有したあとに従業員に付与するといった新たな自社株式保有スキームが導入され始めている。

現在、件数は少ないものの、既に同スキームを導入済の企業において会計処理にバラツキがあり、また、同様のスキームの導入を検討している企業も複数あるといった状況を勘案すると、海外の会計基準との整合性も考慮し、必要と思われる取扱いを定めることが適当であると考えます。

(2) 問題点

個別又は連結財務諸表上、中間法人や信託の財産、これらのビークルとの取引について、どのような会計処理及び表示が適切であるか。